

証券コード 8559
2023年6月9日
(電子提供措置の開始日2023年6月6日)

D種優先株主様

大分市王子中町4番10号

株式会社 豊和銀行

代表取締役頭取 権 藤 淳

D種優先株主様による種類株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、D種優先株主様による種類株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月28日(水曜日)午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月29日(木曜日)午後2時00分

2. 場 所 大分市王子中町4番10号
当行本店7階第一会議室

3. 決議事項
議 案 定款一部変更の件(F種優先株式に係る規定の新設等)

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している当行ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 定款一部変更の件（F種優先株式に係る規定の新設等）

1. 変更の理由

(1) F種優先株式に係る規定の新設等

当行を取り巻く市場環境を踏まえ、地域金融機関として継続的に地元中小企業に対する金融仲介機能及び経営改善支援に注力し、結果的に当行の企業価値の向上を図るため、中長期的な資本政策及び財務戦略上の柔軟性、機動性の確保の観点から、新たな種類の株式としてF種優先株式の発行を可能とする以下の諸規定の追加等を行うものです。

- ① 新たな株式の種類としてF種優先株式を追加するため、現行定款第6条の発行可能株式総数の増加及びF種優先株式の発行可能種類株式総数の追加を行います。
- ② 第12条の5においてF種優先株式に関する規定を追加するものです。
- ③ F種優先株式の発行に関連してE種優先株式の取得を機動的に行えるようになるとともに、F種優先株式の取得も機動的に行えるようにすることを目的として、第12条の7にE種優先株式及びF種優先株式の取得を取締役会の決議により行うことが可能となる規定を追加するものです。

F種優先株式の発行条件は現時点では具体的に決定しておりませんが、実際に発行する際には、その時点の市場環境等を踏まえて検討のうえ決定いたします。具体的には、発行条件が公正なものとなるように、外部算定機関からの理論的価値評価、当行の事業環境・財務状況、わが国の金融・経済状況等についても総合的に勘案のうえ決定いたします。

(2) その他

定時株主総会第2号議案「定款一部変更の件（監査等委員会設置会社移行に係る規定の新設等）」に伴う条数の変更（定時株主総会において同議案が承認可決されることを条件とします。）など、その他所要の変更を行うものです。

なお、本議案は、定時株主総会並びに普通株主様、B種優先株主様及びE種優先株主様による各種類株主総会において承認可決されることを条件といたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 2 章 株 式 (発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当銀行の発行可能株式総数は、<u>3千4百7十万株</u>とし、普通株式、B種優先株式、D種優先株式、及びE種優先株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ、3千6百万株、3百万株、1百6十万株<u>及び</u>8十万株とする。</p>	<p>第 2 章 株 式 (発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当銀行の発行可能株式総数は、<u>4千2百4十万株</u>とし、普通株式、B種優先株式、D種優先株式、E種優先株式<u>及び</u>F種優先株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ、3千6百万株、3百万株、1百6十万株、<u>8十万株</u><u>及び</u>1百万株とする。</p>
<p>第 7 条～第12条 (省略)</p> <p>第 2 章の 2 優 先 株 式 (B種優先株式)</p> <p>第12条の 2 当銀行の発行するB種優先株式の内容は次のとおりとする。 (B種優先配当金)</p> <p>1 当銀行は、<u>第38条</u>に定める期末の剰余金の配当を行うときは、B種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)又はB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につきB種優先株式の払込金額の0.80%（平成19年3月31日を基準日とする期末の剰余金の配当の場合は、年率0.80%に基づき払込の日から平成19年3月31日までの間の日数（初日と最終日を含む。）につき1年を365日とする日割計算により算出される割合とし、%未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。）に相当する額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を以下「B種優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において第4項に定めるB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>第12条の2第2号 (省略)</p> <p>(非参加条項)</p> <p>3 B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第</p>	<p>第 7 条～第12条 (現行どおり)</p> <p>第 2 章の 2 優 先 株 式 (B種優先株式)</p> <p>第12条の 2 当銀行の発行するB種優先株式の内容は次のとおりとする。 (B種優先配当金)</p> <p>1 当銀行は、<u>第35条</u>に定める期末の剰余金の配当を行うときは、B種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)又はB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につきB種優先株式の払込金額の0.80%（平成19年3月31日を基準日とする期末の剰余金の配当の場合は、年率0.80%に基づき払込の日から平成19年3月31日までの間の日数（初日と最終日を含む。）につき1年を365日とする日割計算により算出される割合とし、%未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。）に相当する額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を以下「B種優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において第4項に定めるB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>第12条の2第2号 (現行どおり)</p> <p>(非参加条項)</p> <p>3 B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p> <p>(B種優先中間配当金)</p> <p>4 当銀行は、第39条に定める中間配当を行うときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につきB種優先配当金の2分の1に相当する額（平成18年9月30日を基準日とする中間配当の場合は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。）の金銭（以下「B種優先中間配当金」という。）を支払う。</p> <p>第12条の2第5号～第12条の2第9号 (省略)</p> <p>(D種優先株式)</p> <p>第12条の3 当銀行の発行するD種優先株式の内容は次のとおりとする。</p> <p>(D種優先配当金)</p> <p>1 当銀行は、定款第38条に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたD種優先株式を有する株主（以下「D種優先株主」という。）又はD種優先株式の登録株式質権者（以下「D種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、D種優先株式1株につき、D種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、D種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭（以下「D種優先配当金」という。）の配当を行う。配当年率は、8%を上限とする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてD種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して第4項に定めるD種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>第12条の3第2号 (省略)</p> <p>(非参加条項)</p>	<p>号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p> <p>(B種優先中間配当金)</p> <p>4 当銀行は、第36条に定める中間配当を行うときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につきB種優先配当金の2分の1に相当する額（平成18年9月30日を基準日とする中間配当の場合は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。）の金銭（以下「B種優先中間配当金」という。）を支払う。</p> <p>第12条の2第5号～第12条の2第9号 (現行どおり)</p> <p>(D種優先株式)</p> <p>第12条の3 当銀行の発行するD種優先株式の内容は次のとおりとする。</p> <p>(D種優先配当金)</p> <p>1 当銀行は、定款第35条に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたD種優先株式を有する株主（以下「D種優先株主」という。）又はD種優先株式の登録株式質権者（以下「D種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、D種優先株式1株につき、D種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、D種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭（以下「D種優先配当金」という。）の配当を行う。配当年率は、8%を上限とする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてD種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対して第4項に定めるD種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>第12条の3第2号 (現行どおり)</p> <p>(非参加条項)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3 D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対しては、D種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p> <p>(D種優先中間配当金)</p> <p>4 当銀行は、第39条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたD種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、D種優先株式1株につき、D種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下「D種優先中間配当金」という。）を支払う。</p> <p>第12条の3第5号～第12条の3第10号 (省略)</p> <p>(E種優先株式)</p> <p>第12条の4 当銀行の発行するE種優先株式の内容は次のとおりとする。</p> <p>(E種優先配当金)</p> <p>1 当銀行は、第38条に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたE種優先株式を有する株主（以下「E種優先株主」という。）又はE種優先株式の登録株式質権者（以下「E種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、E種優先株式1株につき、E種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、E種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、E種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭（以下「E種優先配当金」という。）の配当を行う。配当年率は、8%を上限とする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてE種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対して第4項に定めるE種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p>	<p>3 D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対しては、D種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p> <p>(D種優先中間配当金)</p> <p>4 当銀行は、第36条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたD種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、D種優先株式1株につき、D種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下「D種優先中間配当金」という。）を支払う。</p> <p>第12条の3第5号～第12条の3第10号 （現行どおり）</p> <p>E種優先株式)</p> <p>第12条の4 当銀行の発行するE種優先株式の内容は次のとおりとする。</p> <p>(E種優先配当金)</p> <p>1 当銀行は、第35条に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたE種優先株式を有する株主（以下「E種優先株主」という。）又はE種優先株式の登録株式質権者（以下「E種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、E種優先株式1株につき、E種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、E種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、E種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭（以下「E種優先配当金」という。）の配当を行う。配当年率は、8%を上限とする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてE種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対して第4項に定めるE種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
第12条の4第2号 (省略)	第12条の4第2号 (現行どおり)
(非参加条項)	(非参加条項)
3 E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対しては、E種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。	3 E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対しては、E種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。
(E種優先中間配当金)	(E種優先中間配当金)
4 当銀行は、第39条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたE種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、E種優先株式1株につき、E種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下「E種優先中間配当金」という。）を支払う。	4 当銀行は、第36条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたE種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、E種優先株式1株につき、E種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下「E種優先中間配当金」という。）を支払う。
第12条の4第5号～第12条の4第11号 (省略)	第12条の4第5号～第12条の4第11号 (現行どおり)
(新設)	(F種優先株式)
	第12条の5 当銀行の発行するF種優先株式の内容は次のとおりとする。
	(F種優先配当金)
	1 当銀行は、第35条に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたF種優先株式を有する株主（以下「F種優先株主」という。）又はF種優先株式の登録株式質権者（以下「F種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、F種優先株式1株につき、F種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、F種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、F種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭（以下「F種優先配当金」という。）の配当を行う。配当年率は、8%を上限とする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてF種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対して第4項に定めるF

現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</u> <u>(非累積条項)</u></p> <p><u>2 ある事業年度においてF種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がF種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</u> <u>(非参加条項)</u></p> <p><u>3 F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対しては、F種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</u> <u>(F種優先中間配当金)</u></p> <p><u>4 当銀行は、第36条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたF種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、F種優先株式1株につき、F種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下「F種優先中間配当金」という。）を支払う。</u> <u>(残余財産の分配)</u></p> <p><u>5 当銀行は、残余財産を分配するときは、F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、F種優先株式1株につき、F種優先株式1株当たりの払込金額相当額を踏まえてF種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を支払う。F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対しては、このほか、残余財産の分配は行わない。</u> <u>(議決権)</u></p> <p><u>6 F種優先株主は、株主総会において、議決権を有しない。</u> <u>(種類株主総会)</u></p> <p><u>7 法令に別段の定めがある場合を除き、当銀行が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においても、F種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</u> <u>(株式の分割又は併合及び株式無償割当て)</u></p> <p><u>8 株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及びF種優先株式の種類ごとに、同時に同</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>一の割合で行う。株式無償割当てを行うときは、普通株式及びF種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。</p> <p>(金銭を対価とする取得条項)</p> <p>9 当銀行は、F種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める事由が生じた場合に取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、F種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当銀行は、かかるF種優先株式を取得するのと引換えに、下記②に定める財産をF種優先株主に対して交付するものとする。なお、F種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。</p> <p>② 当銀行は、F種優先株式の取得と引換えに、F種優先株式1株につき、F種優先株式の払込金額相当額を踏まえてF種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を交付する。</p> <p>(普通株式を対価とする取得条項)</p> <p>10 当銀行は、F種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める日をもって、当該日までに当銀行に取得されていないF種優先株式の全てを取得する。この場合、当銀行は、かかるF種優先株式を取得するのと引換えに、各F種優先株主に対し、その有するF種優先株式数にF種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、F種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を普通株式の時価で除した数の普通株式を交付するものとし、その詳細はF種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める。当該取締役会では、交付すべき普通株式数の上限の算定方法を定めることができる。F種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取り扱う。</p> <p>(譲渡制限)</p> <p>11 F種優先株式を譲渡により取得することについては当銀行取締役会の承認を要する。</p>
(優先順位) 第12条の <u>5</u> B種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式に係る優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の分配における支払順位は同順位とする。	(優先順位) 第12条の <u>6</u> B種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式に係る優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の分配における支払順位は同順位とする。

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p><u>(自己株式取得)</u></p> <p><u>第 12 条の 7 当銀行は E 種優先株式及び F 種優先株式における会社法第459条第1項第1号に定める事項については、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>
第13条～第18条 (省略)	第13条～第18条 (現行どおり)

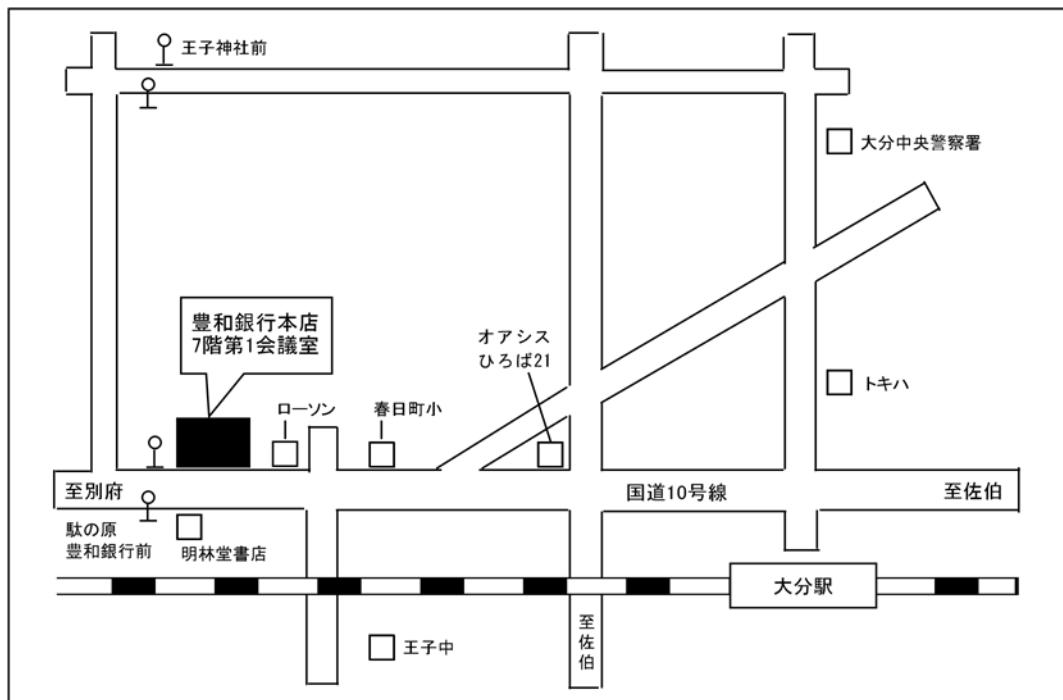
〈メモ欄〉

会場ご案内図

株式会社豊和銀行本店7階第一会議室

大分市王子中町4番10号

電話 (097) 534-2611



交通のご案内 大分駅前から大分交通バス乗車

(春日神社経由) 県立図書館行き

王子神社前降車

(西春日町経由) スカイタウン高崎行き

駄の原豊和銀行前降車

(西春日町経由) 東八幡行き

駄の原豊和銀行前降車